

2019年3月29日、英国がEUを離脱した場合の
英国のデータ保護法の改正に係るガイダンス（仮訳）
2018年12月13日英国政府公表

この通知は、英国がノー・ディールでEUを離脱した場合に英国のデータ保護法がどのように適用されるかについての詳細を提供する。

2018年EU（離脱）法（EUWA。訳注：以下EU離脱法）は、英国法でGDPRを保持する。組織やデータ主体がよく理解している基本的な原則、義務、権利は維持される。

英国がもはやEU加盟国でなくなっても、英国のデータ保護の枠組みが効果的に機能し続けることを保証するために、英国政府はEU離脱法に基づく規則作成権限を用いて、GDPRおよび2018年データ保護法に適切な変更を行う。

規則およびより詳細なガイダンスは、今後数週間以内に公開される。これらの規則は以下のようなになるだろう。

- 国内法でEUのGDPRの基準を維持する
- 英国から欧州へのデータフローを継続させるために、すべてのEEA加盟国（EU加盟国を含む）およびジブラルタルを「十分性がある」と暫定的に認める
- 暫定的に既存のEUの十分性認定の効果を維持する
- 英国法でEUの標準的契約条項（SCC）を承認し、ICO（情報コミッショナーズオフィス）に新しい条項を発令する権限を付与する
- 離脱日前に認定された拘束的企業準則（BCR）を承認する
- 英国のデータ保護の枠組みの域外適用範囲を維持する
- 英国のデータを大規模に処理している場合は、英国のデータ保護の枠組みの対象となる英国以外の管理者に、英国で代理人を指定するよう義務付ける。

1. 導入

9月13日、英国政府はデータ保護に関する技術的通知（ノー・ディールの場合のデータ保護）を公表した。これは、英国が合意なし（いわゆる「ノー・ディール」シナリオ）でEUを離脱した場合の、英国のデータ保護法制を維持するための計画を示したものである。

英国とEU間の個人データの自由なフローは、野心的な経済関係と継続的な安全保障協力を支える上で非常に重要であり、双方は高いデータ保護基準にコミットしている。政治宣言はこの点を反映しており、データフローの継続性を確保するため、移行期間の終わりまでに、EUは、十分性認定を採択する目的で英国の体制を評価するだろう。同様に、英国は

EU への個人データの流れを円滑にするための措置を講じるだろう。さらに、英国と EU は、英国の情報コミッショナーズオフィス（ICO）と EU のデータ保護当局との間で協力に向けた調整をすることに合意している。

EU 加盟国として、英国は個人データの頑健な保護を発展させるため、他の加盟国および EU 機関と密接に協力して、企業や法執行機関が安全かつ円滑にデータを共有できることを保証してきた。2018 年 5 月には、EU の一般データ保護規則（GDPR）が施行され、英国の 2018 年データ保護法が可決された。

EU 離脱法は、英国法で GDPR を保持し、英国の状況下で効果的に機能することを保証するために適切な改正を行う権限を英国政府に与える。英国政府はこれらの権限を行使して、離脱日の前に GDPR およびその他のデータ保護法制に必要な修正を行う予定である。変更の大部分は、英国が EU を離脱した際に、直接関連しない EU の機関や手続きへの言及を削除することを含む。それらは英国の状況下で、意味を成す用語に置き換えられるだろう。例えば、一般に、「連合法または加盟国法」への言及は、代わりに「国内法」と読み替えられ、欧州委員会によるいくつかの決定への言及は、英国政府による決定への言及に置き換えられる等である。

2. 「ノー・ディール」枠組みのカギとなる構成要素

2.1 データ管理者とデータ主体

「ノー・ディール」のシナリオでは、英国中のデータ管理者の責任は変わらないだろう。データ主体は、現在と同じ高レベルのデータ保護の恩恵を受け続けるだろう。英国でも同じ GDPR 基準が適用され、情報コミッショナーは英国の独立したデータ保護の規制機関であり続けるだろう。

2.2 EEA 諸国（EU 加盟国を含む）およびジブラルタルへの移転

英国は、すべての EEA 加盟国、EU および EEA の機関、そしてジブラルタルが、個人データに対して十分な保護レベルを提供していると暫定的に承認するだろう。これは、英国が EU から離脱した後も、個人データが、英国からこれらの目的地に自由に移転されることを意味する。英国はこれらの決定すべてを評価し続けるであろう。

英国は、英国へのデータの自由な流れを提供することはできない。英国外の法域が国際的なデータ移転に関する独自の規則を定めるだろう。EU からのデータ移転に依拠している人のために、そのような移転のための代替的なメカニズムが利用可能である。英国の組織は、（標準的契約条項のような）移転のための代替的メカニズムが確立されていることを

確認するために、EU の相手方と協力する必要がある。標準契約条項およびその他の代替的メカニズムの詳細については、ICO の Web サイトを参照してほしい。

2.3 既存の EU の十分性認定

離脱日の前に EU が EU 域外の国または地域に対して十分性認定を下した場合、英国政府はこれらの認定の効果を暫定的に維持する予定である。これは、英国の組織からこれらの十分性認定を受けた国への移転が途切れることなく継続できることを意味する。欧州委員会のウェブサイトに記載されているように、欧州委員会はこれまでに、アンドラ公国、アルゼンチン共和国、カナダ（商業団体）、フェロー諸島、英国王室属領ガーンジー、イスラエル国、英国王室属領マン島、英国王室属領ジャージー、ニュージーランド、スイス連邦、ウルグアイ東方共和国およびアメリカ合衆国（プライバシーシールド・フレームワークに限定）を承認した。

2.4 EU 標準的契約条項の認識

欧州委員会によって以前に発令された標準的契約条項（SCC）の使用が、「ノー・ディール」シナリオにおける英国からの国際的なデータ移転のための有効な基盤であり続けるよう、規定が作成されるだろう。実際には、これは、SCC に基づいて個人データを海外の組織に移転する組織が、それらに依拠し続けられることを意味する。提案された規則の下では、情報コミッショナーは離脱日後に新しい SCC を発令する権限を持つ。

2.5 拘束的企業準則

情報コミッショナーによってなされた拘束的企業準則（BCR）の既存の承認は、引き続き国内法で認められる。離脱日後も、情報コミッショナーは国内法の下で新しい BCR を承認し続けられる。

2.6 域外適用範囲の維持

EU の GDPR は、商品やサービスの提供、またはその行動の監視に関して、EEA 域内の個人に関する個人データを処理している EEA の外部に拠点を置く管理者または処理者に適用される。

英国政府は英国のデータ保護の枠組みの域外性を維持するつもりである。これは、英国の枠組みが、商品やサービスの提供、またはその行動の監視に関して、英国内の個人に関する個人データを処理している英国の外部に拠点を置く管理者または処理者に適用されることを意味する。これには、EU に拠点を置く管理者と処理者が含まれる。

2.7 管理者の英国における代理人

EU の GDPR の第 3 条（2）が適用される場合、EU の GDPR の第 27 条は、EEA 域内に拠点のある管理者または処理者が EEA 域内の代理人を指定することを求めている。この要件は、公

的機関には適用されず、または、管理者/処理者の処理が偶発的、低リスクで特別なカテゴリーや犯罪行為に関するデータを大規模に含まない場合には適用されない。

英国政府は、この規定を複製して、英国の外部に拠点を置く管理者に英国内における代理人を指定するよう要求する予定である。